（資料１）
令 和 ８ 年 ２ 月 ５ 日

狛江市教育委員会教育部
　図書館長　　加藤　達朗　様

狛江市立図書館協議会
委員長　　小刀稱　進

図書館の災害対策について（答申）【案】

令和７年６月５日付け狛教教図発第 000024 号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

■はじめに

本答申は、狛江市立中央図書館が災害に対して、適切な備えを行うための具体的な取組みを構築し、日常的に実施する必要性を明確にするものである。様々な災害が予想される中、本答申が図書館の災害対策に役立ち、被害を最小限に留め、迅速な復旧を促進する一助となることを期待する。

■人を守る

来館者の生命と身体を守ることは、図書館の災害対策を考える上で、最優先事項であることに異論を挟む余地はない。このため、図書館は法令に基づく防火防災計画を策定し、消防法等各種法令を遵守することが求められる。

災害発生時において、利用者にとって頼りになるのは図書館職員であることから、防災訓練や各種研修を通じて図書館職員の発災時の動きなど、知識と技術を向上させることが不可欠である。

■施設を守る

図書館の施設は、その機能を継続的に提供するための重要な基盤である。施設を守るためには、耐震設計や浸水対策の他、火災防止策を講じる必要がある。具体的には、建物の定期点検を行い、必要な修繕や更新を適時に実施すること。また、災害時における避難経路や避難場所の確保と明確化、掲示を通じて利用者がスムーズに避難できる環境を整備することが求められる。

■資料を守る・復旧する

図書館には保存すべき資料が多数存在するため、資料を守るとともに災害後に速やかに図書館サービスを再開することが重要である。資料を守り、復旧するために必要と考える項目を以下に記述する。

・守るべき資料は、狛江市立中央図書館のみが所蔵している郷土資料と再入手が不可能な資料と考える。

・守るべき資料は、複数保管しておくことも資料を守るひとつの手段であると考える。また、万が一に備え、電子データ化することが望ましい。

・局所的な災害によって被災した場合に備えて、国立国会図書館や公立図書館等と協力しあえる関係を築くとともに、首都直下型地震が発災した場合は、関東地方が広範囲にわたって被災することが想定されることから、相互協力に基づく修復作業が難航することが予想されるため、関東地方以外の友好都市等とも協力体制を築いておくことも、資料を守るひとつの手段であると考える。

・入手可能な資料については、修復に費用と時間をかけるよりも資料の購入に重点をおくべきである。

・発災後、図書館サービスを迅速に再開するための検討を行い、必要な対策について平時から講じておくことを望む。